

妊婦健康診査助成事業について

令和7年4月から、妊婦健康診査費用の助成額が変更となります。

※助成回数は変更ありませんので、ご注意ください。

妊婦健診受診日	令和7年3月末まで	令和7年4月以降
助成額(上限)	95,000円(120,000円)	125,000円(150,000円)
助成回数	14回(19回)まで	

※()内は、多胎妊娠の場合

【追加送付分】妊婦健康診査費助成券

- ①基本券 紫帯(2枚まで併用可 10,000円) 1枚
 ②補助券 青帯(基本券と併用し複数枚使用可 2,000円) 10枚 ⇒ 計11枚 30,000円分

【助成券の使用方法について】

- ・今回送付した助成券は、令和7年4月以降に受診する妊婦健診に使用できます。
- ・助成券に、「氏名」、「生年月日」、「住所」を記入してご使用ください。

①基本券：赤帯・緑帯・紫帯の助成券 ※妊娠届出時に配布している助成券は全て基本券となります。

- ・妊娠届出時に配布している助成券(赤帯)の使用方法を下記のように変更します。

<赤帯> 上限 5,000円 <u>1枚限り使用</u>	➡	<基本券> 上限 5,000円 <u>2枚まで併用可</u>
--	---	--

赤帯の助成券を緑帯(5,000円)と同じ扱いとし、2枚まで組み合わせて使用できる助成券に変更します。

<u>組み合わせパターン</u> それぞれ1枚ずつでも 使用できます。	赤帯 or 緑帯(5,000円) + 赤帯 or 緑帯(5,000円) = 10,000円
	赤帯 or 緑帯(5,000円) + 紫帯(10,000円) = 15,000円
	紫帯(10,000円) + 紫帯(10,000円) = 20,000円

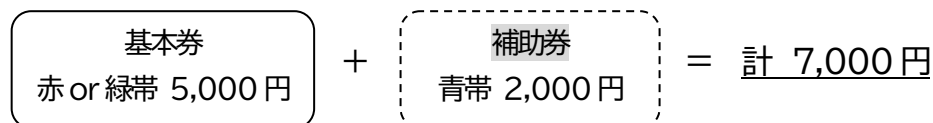
②補助券：青帯の助成券

- ・令和7年度から新たに、妊婦健康診査助成券に補助券(青帯)が加わります。
- ・補助券(青帯)は、基本券(赤・緑・紫帯)の枚数に関わらず、基本券と併せて複数枚使用ができます。
ただし、補助券のみでは使用できませんので、必ず基本券と一緒に使用してください。

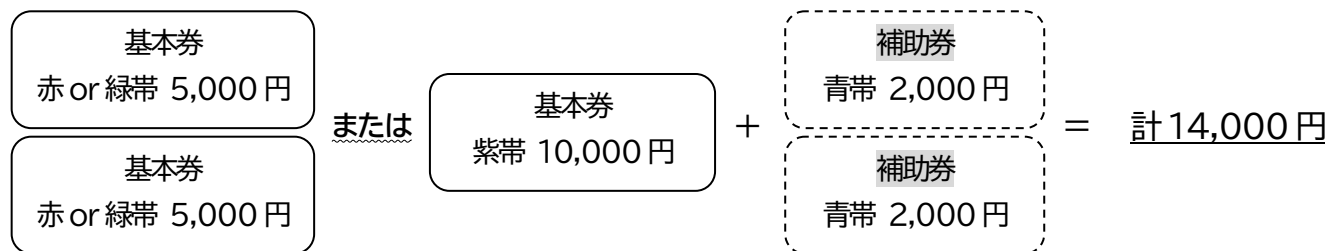
《組み合わせ例》できるだけ妊婦さんの自己負担(差額の支払い)が少なくなるようにご使用ください。

※一度、助成券を使用し支払った費用の差額(自己負担額)を、産後に償還払い手続きをすることはできませんので、ご了承ください。

(1) 7,000 円の場合 (基本券 1 枚 + 補助券 1 枚)



(2) 14,000 円の場合 (基本券 2 枚または 1 枚 + 補助券 2 枚)



(3) 26,000 円の場合 (基本券 2 枚 + 補助券 3 枚)



【償還払いについて】

県外での出産等でやむを得ず受診券が使用できなかった場合、出産後に償還払いの手続きができます。

(保険対象外で実施された妊婦健診のみ対象) 償還払い手続きの際には母子手帳・振込先の口座情報が分かるもの(通帳など)・領収書・助成券をお持ちください。(償還手続きは出産後 1 年以内に限る)

※令和 7 年 3 月までに受けた健診費用の場合、増額前の助成額での返還となります。

この変更内容については、加西市の妊婦さんが多く通院されている医療機関へ事前に情報提供をしていますが、不明な点がありましたら、いつでも健康課へご連絡ください。

お問い合わせ先：加西市福祉部健康課 TEL0790-42-8723